

原子力規制庁の主な対応（7月5日以降）  
（東京電力福島第一原子力発電所関連）

平成25年8月7日  
柏崎刈羽原子力規制事務所

【7月17日】

- ・東京電力株式会社から福島第一原子力発電所の事故に関する事故記録等について報告を受理しました。

東京電力から原子炉等規制法第67条第1項に基づき福島第一原子力発電所の事故に関するプラントデータの追加及び訂正の報告を受理しました。

原子力規制委員会では、報告された内容について確認していきます。

【7月29日】

- ・第14回特定原子力施設監視・評価検討会を開催  
（議題）

- 1・2号機取水口（護岸）付近の地下水からの告示濃度限度を超える放射性物質の検出について
- 3号機原子炉建屋5階中央部近傍の湯気の確認について
- 実施計画の審査について

【7月31日】

- ・原子力規制委員会における特定原子力施設監視・評価検討会の検討状況の報告について

7月31日、第17回原子力規制委員会に第14回原子力施設監視・評価検討会における検討状況の報告がなされ、原子力規制委員会の対応として、以下が決定されました。

- 地中／海洋への汚染水の漏えい問題について、拡散範囲の特定、拡散防止策を検討するための「汚染水対策検討ワーキンググループ」を特定原子力施設監視・評価検討会の下に設ける。
- 今回の東電福島第一原発事故に関連した海洋モニタリングの現状を踏まえ、そのあり方について検討を行う「海洋モニタリングに関する検討会」を新設する。

【8月2日】

- ・第1回特定原子力施設監視・評価検討会汚染水対策検討ワーキンググループを開催

海側地下水及び海水中放射性物質濃度上昇問題の現状と対策について議

論が行われました。原子力規制庁からは、地盤改良部分を地下水が越流している可能性が否定されず、地下水位の低下を最優先課題として取り組むこと、1号機や3号機前も含め地下水の水位分布を調査し流れを把握すること、トレンチ周辺の汚染の範囲については、簡易な手法も活用しスピード感をもって分布を把握すること等について指摘をし、その実施方法等については事業者においてその検討を行った上で、次回会合において議論されることとなりました（8月12日に開催予定）。

（以上）